

## 第3節 自然との共生と森林（もり）づくり



- 1 生物多様性の保全
- 2 生態系に応じた自然環境の保全と再生
- 3 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組
- 4 自然とのふれあいの拡大
- 5 森林環境の保全
- 6 里山・平地林・里の水辺の再生

## 1 生物多様性の保全

### 現状と課題

- 「生物多様性」とは、すべての生物の間に違いがあり、お互いにつながりを持っていることです。
- 群馬県では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、2016(平成28)年度に「生物多様性ぐんま戦略」を策定しました。
- 本県は本州のほぼ中央に位置し、標高差が2,500mを超えるなど、変化に富んだ地形を有しています。この県土に利根川を軸とする河川が葉脈のように広がり、恵まれた水系を背景としながら、多種多様な野生動植物が生息・生育しています。
- 農林業などに伴うさまざまな人間の活動を通じて二次的な自然環境が維持されてきましたが、中山間地域を中心に管理や耕作の放棄などの大きな環境変化を受け、生物多様性の劣化が懸念されています。
- 2018(平成30)年に実施した環境に関する県民アンケート結果では、前回の調査結果(2015(平成27)年)と比較すると、生物多様性について「よく知っている」(13.7%→15.1%)、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」(48.6%→48.7%)と答えた者の割合がそれぞれ高くなっています。

### 将来像

- 生物多様性ぐんま戦略の基本理念である「恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県～生物多様性を守り賢く活かす～」を実現し、未来に継承されています。

### 取組の方向性

- 生物多様性の恵みやその重要性を再認識するとともに、行動につなげるためのきっかけづくりを推進します。
- 希少野生動植物種の保護や劣化が進む生態系の保全など、緊急性の高い保全施策を着実に実施します。
- 地域の活力増進のための生物多様性の持続可能な利用を推進し、保全に貢献します。
- 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策に役立てられるよう、保全や利用に関する情報を継続的に蓄積する方策を構築し、情報の適正な利用環境の整備に努めます。
- 生物多様性は多様な分野に関連することから、県民、事業者、民間団体、教育機関、市町村、県などの連携及び情報交換や交流を増やし、戦略の着実な実行を推進します。

### 施策展開

#### (1) 生物多様性の保全

- ・生物多様性ぐんま戦略の取組【自然環境課】
- ・自然環境保全地域等整備【自然環境課】
- ・良好な自然環境を有する地域学術調査【自然環境課】
- ・群馬県自然保護指導員兼県内希少野生動植物種保護監視員設置【自然環境課】
- ・ラムサール条約湿地の保全と利活用【自然環境課】

## 2 生態系に応じた自然環境の保全と再生

### 現状と課題

- すべての生物は、地球の歴史の中で長い年月を経て現在の姿に至っており、自然環境を構成する一つの要素として様々な関わり合いを持って、複雑なバランスの中で生存している貴重なものです。
- 近年、歴史上かつてない速さで多数の生物が絶滅していることが指摘され、その主な要因は、人間の営みの影響によるものと言われています。
- 本県では、野生生物のおかれている状況への理解と保護していくための資料として、2000（平成12）年に「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（県レッドデータブック<sup>\*1</sup>）」を初めて発刊しました。また、2012（平成24）年には改訂版を発刊したほか、2018（平成30）年に植物編のレッドリストを一部改訂しました。掲載種は表1のとおりですが、初版時に比べて増加しています。
- 「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を2014（平成26）年12月に制定し、2015（平成27）年8月には当該条例に基づき、特に保護を図るべきものとして11種の野生動植物を特定県内希少野生動植物種<sup>\*2</sup>に指定しました。
- 「群馬県自然環境保全条例」に基づき、県内各地域の自然環境の状況把握を行うとともに、自然環境を保全することが特に必要な地域として自然環境保全地域等を指定し、自然環境の適正な保全に努めています。
- 尾瀬は2005（平成17）年11月、渡良瀬遊水池は2012（平成24）年7月、芳ヶ平湿地群は2015（平成27）年5月に、湿地とそこに生息・生育する野生動植物の保全と賢明な利用の促進を目的としたラムサール条約<sup>\*3</sup>に基づく国際的に重要な湿地として登録されました。また、2007（平成19）年8月、日光国立公園から分離独立して「尾瀬国立公園」となり、年間30万人近い入山者が訪れています。自然環境の保全と適正な利用とのバランスを図ることが重要です。
- 特に、美しい自然と貴重な生態系を持ち、自然の宝庫と言われている尾瀬は、過去において幾多の開発の波にさらされましたが、その都度、人々の懸命な努力により守られてきました。また、ごみ持ち帰り運動の発祥の地でもあることから「自然保護の原点」と言われており、環境教育の場としても優れたフィールドです。
- 尾瀬は、ニホンジカの影響を受けずに成立した生態系であると考えられていますが、1990年代中頃からニホンジカの生息が確認され、近年では植生の食害や湿原の踏み荒らし等が顕在化し、生態系への影響が問題となっています。ニホンジカの捕獲と植生保護の対策強化が求められています。
- 野反湖とその流入河川（ニシブタ沢）に生息するイワナは、自然繁殖のみで資源が維持されており、1997（平成9）年11月10日にニシブタ沢は本県で初めて保護水面として指定されました（農林水産省告示第1670号）。水産試験場では野反湖に生息するサケ科魚類の再生産状況に関する調査を行っています。その結果、ニシブタ沢では、2000（平成12）年からイワナの産卵床数が安定しており、全面禁漁による資源保護の効果によるものと考えられています。
- 本県には、河川湖沼などたくさんの水辺があり、多種多様な生物が生息・生育しています。
- 河川に生息する多くの魚は、河川の本流・支流を季節によって移動し、アユ・サケ・サクラマス・ウナギなどは、産卵や成長段階に応じて海と河川を移動しながら生息しています。
- しかし、河川には砂防堰堤や洪水調整・利水目的のダム、水力発電や農業用水の取水堰など様々な河川横断構造物が設置され、魚類の遡上や降下の妨げになっている

場所が数多く存在し、魚類にとっては生息しにくい環境になり、生態系に影響を及ぼしています。

- 近年は、環境に対する意識が高まる中、河川が本来持っている生物の良好な生息・生育環境の保全・回復が求められています。
- 川の作用で形成されている多様な河川環境が、河川改修によって変化が生じ生物の生息・生育環境に影響を及ぼすことがあります。

表1：県レッドデータブック掲載種数

区分	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧			準絶滅危惧	情報不足	合計	
			I A類	I B類	II類				
植物	51	2	251	136	118	48	47	653	
動物	哺乳類	0	0	3	0	1	9	13	26
	鳥類	0	0	3	12	5	14	52	86
	爬虫類	0	0	0	0	2	3	1	6
	両生類	0	0	1	0	5	2	2	10
	淡水魚類	7	0	3	1	5	6	4	26
	昆虫類	1	0	38		53	83	125	300
	クモ類	0	0	0	0	0	4	6	10
	甲殻類	0	0	0	0	0	4	1	5
	陸・淡水産貝類	1	0	24		15	10	5	55
	その他	0	0	0	0	4	1		5
		9	0	72	13	90	136	209	529
合計	60	2	323	149	208	184	256	1,182	

※ 植物は2018（平成30）年の一部改訂を反映した種数となっている。

### 将来像

- 県民による積極的な保全が図られ、県内における野生動植物の絶滅の危険性の高まりが抑制されています。
- 県内の自然環境が良好な状態で保たれています。
- ニホンジカの生息頭数は、尾瀬ヶ原や尾瀬沼及び高山植生等に影響を与えない程度に抑えられ、尾瀬本来の生態系が良好に維持されています。
- 尾瀬は、「尾瀬本来の生きものがあるままに生きている」「いつ来ても楽しく誰もがわくわくできる」「地域の人々が誇りを持っていきいきできる」場所として、みんなに愛され続けています。
- 魚類の生息環境が改善され豊富な水産資源が確保されるとともに、釣り人や訪れる人へ良好な水辺環境が提供されます。

### 取組の方向性

- 野生動植物の生息・生育状況等のモニタリング調査を実施するとともに、県レッドデータブック改訂版掲載種の絶滅リスクの要因等を周知し、希少野生動植物の保護に努めます。
- 「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を適切に運用し、生息・生育環境の保全と盗掘や違法捕獲の防止に努めます。
- 県内各地で自然環境の状況調査を行うとともに、自然環境保全地域等の保全事業を実施します。

- 尾瀬本来の貴重な生態系を維持するため、適正な利用による新たな荒廃の防止や植生回復に取り組むとともに、ニホンジカ対策の強化等により野生動物との軋轢の低減を図ります。
- 回遊型や滞在型を含む尾瀬の多様な楽しみ方を提案し、自然の魅力にふれ、自然のすばらしさを伝え、守る場所として、適正な利用を推進します。
- 自然繁殖のみで資源が維持されているイワナ個体群の再生産状況を把握及び維持することを目指します。
- 河川内における魚の遡上の妨げとなる段差を解消し、魚類をはじめ生物が育成しやすい環境への改善に取り組みます。
- 河川の流れの変化、水際の再生、河畔林等を保全・創出することで生物の生息・生育環境や風景の保全・再生を図るため、河川整備の際には、瀬や淵などのお筋の保全に配慮した計画とします。

## 施策展開

### (1) 多様な生態系の保全

- ・自然環境保全地域等整備【自然環境課】
- ・良好な自然環境を有する地域学術調査【自然環境課】
- ・県レッドデータブック改訂版の周知【自然環境課】
- ・「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の推進【自然環境課】
- ・ニシブタ沢（イワナ保護水面）調査【水産試験場】
- ・県内の自然史総合調査【自然史博物館】

### (2) 水辺空間の保全・再生

- ・漁場環境対策の推進【蚕糸園芸課】
- ・多自然川づくりの推進【河川課】

### (3) 尾瀬の保全

- ・尾瀬保全対策【自然環境課】
- ・尾瀬野生動物対策【自然環境課】
- ・尾瀬適正利用推進【自然環境課】
- ・尾瀬山の鼻ビジターセンター運営【自然環境課】
- ・尾瀬学校推進【自然環境課】
- ・尾瀬環境学習推進【自然環境課】

---

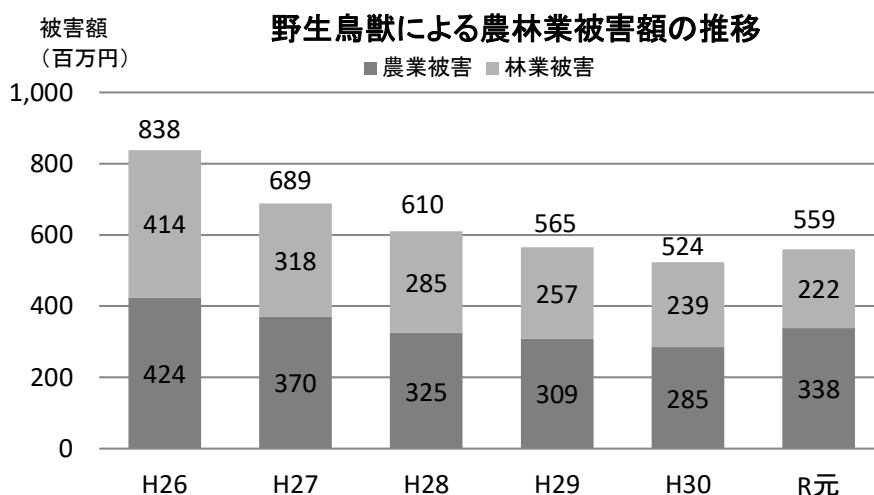
## 『用語解説』

- \* 1 県レッドデータブック：県内を対象として、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その絶滅のおそれの度合い、生息・生育の状況、絶滅へ向かわせている要因や生態などについて、記述したものです。レッドデータブックの基盤となる絶滅のおそれのある野生生物種のリストをレッドリストとといいます。
- \* 2 特定県内希少野生動植物種：本県では特に保護を図るべきものとして、次の11種を指定しています。  
動物：オオモノサシトンボ、ゲンゴロウ、オオタニシ  
植物：タチスミレ、アイズヒメアザミ、ナツエビネ、ムカデラン、ムカゴソウ、ノヤマトンボ、ニョホウチドリ、コウシンソウ
- \* 3 ラムサール条約：特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物を保全することを目的として、昭和46年にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された国際条約です。

### 3 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組

#### 現状と課題

- 群馬県内における野生鳥獣による農林業被害は、農林産物の経済的な損失に加え、農業者や森林所有者等の経営意欲等の減退、それに伴う耕作放棄地の増加、森林の荒廃等にもつながり、依然として被害は深刻な状況にあります。
- 近年では、農林業の被害以外にも、水産資源や生態系、生活環境の被害なども増加しており、多方面からの対策が求められています。
- 野生鳥獣の生息域や農地への出没が全県的に拡大するとともに、広域的に移動し新たな被害地域も発生していることから、捕獲のさらなる強化に加え、市町村を越えた広域的な取組が必要です。
- 野生鳥獣による被害を減らすためには、地域、市町村、県等が協働し、「捕る」「守る」「知る」の各対策を総合的、計画的に実施することが重要です。
- 捕獲の担い手である狩猟免許所持者は、ピークであった1981（昭和56）年より大幅に減少しており、確保・育成対策が必要となっています。2019（平成31）年4月に施行された「群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例」においても、捕獲等従事者の確保及び育成が県の責務として位置づけられています。
- 生態系への被害も増加しており、国が定めた指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲の強化が必要となっています。
- 外来生物<sup>\*1</sup>による農業や水産資源、生態系、生活環境への被害が発生してきており、外来生物対策が課題となっています。
- 近年、全国各地でサクラやウメ等の木を食害する特定外来生物<sup>\*2</sup>「クビアカツヤカミキリ」が分布を拡大しており、県内でも多くの樹木被害が確認されています。
- 2018（平成30）年に実施した環境に関する県民アンケート結果では、県民の56%が「身近な動植物の種類が変わってきた。」と回答しています。



(資料: 林政課、技術支援課)

## 将来像

- 農林業被害、生態系被害などが許容できる範囲に収まっています。
- 指定管理鳥獣の生息密度が適正な範囲に収まるとともに、野生動物と人の生活エリアとの棲み分けが実現されています。
- シカ、イノシシ、クマ等、加害獣の個体数管理が適切に行われるとともに、有効な防除対策が確立され、農林業被害が減少しています。
- 農林業被害が減少することで、農業者や森林所有者等の経営意欲の減退が防がれています。
- クビアカツヤカミキリの分布拡大を食い止めています。
- 県内の河川湖沼におけるコクチバスの生息域と個体数が減少することによって、生態系の保全による水産資源の確保と利用が図られています。

## 取組の方向性

- 県では、「群馬県鳥獣被害対策本部」による、部局を横断した全庁的な対策推進体制の下、「鳥獣被害対策支援センター」が司令塔となって被害対策を推進します。
- 野生鳥獣の生息状況や被害実態を調査するとともに、適正管理計画（特定鳥獣管理計画）に基づき、市町村や関係機関等と連携し、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」「知る」対策を一体的に推進します。
- 外来生物対策として、コクチバスの駆除やクビアカツヤカミキリ対策に対する支援等を継続して進めます。
- 農林業従事者による捕獲や防除対策を支援します。
- コクチバスによる漁業被害を減らすため、積極的な駆除を継続して進めます。

## 施策展開

### （１）野生鳥獣対策の推進

- ・捕獲の担い手確保・育成対策【自然環境課】
- ・鳥獣保護区などでの指定管理鳥獣捕獲【自然環境課】
- ・荒廃農地の発生防止・再生支援【農業構造政策課】
- ・適正管理計画の推進【鳥獣被害対策支援センター】
- ・有害鳥獣対策【技術支援課・鳥獣被害対策支援センター・農村整備課】
- ・森林獣害防止対策【林政課】

### （２）外来生物対策の推進

- ・特定外来生物対策【自然環境課】
- ・コクチバス被害対策【蚕糸園芸課】

---

## 『用語解説』

- \* 1 外来生物：人間の活動によって、本来の生息地とは異なる地域に人為的に持ち込まれた生物のことです。
- \* 2 特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または、及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

## 4 自然とのふれあいの拡大

### 現状と課題

- 里地里山の荒廃などにより、身近な野生動植物が減少し、自然とふれあえる「場」が減少しています。
- 本県には、「自然公園法」に基づく3つの国立公園（日光、尾瀬、上信越高原）と1つの国定公園（妙義荒船佐久高原）があります。また、県立公園では赤城、榛名及び妙義の3公園があり、それぞれの公園が自然とのふれあいの場として利用されています。
- 2006（平成18）年度に内閣府が実施した「自然の保護と利用に関する世論調査」によると、自然とふれあう機会を増やしたいと思うと答えた人が回答者の7割を超えています。
- 県立森林公園は県民の保健休養の場として設置されていますが、施設や設備の老朽化が進行し、公園の魅力が低下し利用者が減少しています。一方で、身近な自然とのふれあいや林業体験の機会を提供する空間としての活用が期待されています。
- 自然史博物館、ぐんま昆虫の森、ぐんま天文台、青少年自然の家（北毛・妙義・東毛）などの施設は、自然体験や自然について学ぶことができる場として利用されています。
- 老朽化した施設の改修や維持管理、児童生徒数や利用者の減少への対策が課題となっています。
- 高齢化や人口減少が進む農村地域において、農村の環境保全を図るためには、農業生産を継続し、集落機能を維持するための対策が必要となっています。

### 将来像

- 県民が県内の自然環境の素晴らしさを実感し、自然に親しみを持っています。
- 豊かな森林環境の中で林業体験や自然体験、森林レクリエーション等を通じて、季節毎に変化する木々や山々の風景を楽しみながら自然とのふれあいを深めています。
- 多様な地域資源を活かして新たな価値を創出し、それぞれの地域が特性に応じた都市との交流等の取組を行うことにより、農山村の所得向上と地域活性化が図られています。
- 各施設にて、県民が安心して自然について学べる環境が整っており、様々な自然体験プログラムを通して、県民が自然への理解と共感する心を育んでいます。

### 取組の方向性

- 県内の良好な自然環境を持つ地域において自然観察会と保護活動を実施します。
- 本県を代表する優れた自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場を増やすよう県立公園や自然公園等の管理及び整理に取り組みます。
- 老朽化した施設は緊急性、必要性を考慮しながら段階的に改修を行い、公園利用者の安全・安心の確保と利便性向上を図ります。
- 県立森林公園等の利用を促進するために森林インストラクターや緑のインタプリターの協力を得ながら森林・林業の学びの場としての積極的な活用を図ります。
- 農業生産活動の継続を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の良好な発揮を確保するとともに、田園回帰の受け皿づくりを推進します。



- 身近な自然環境である河川に気軽にふれられるように、いつでも水辺に降りられる緩傾斜護岸、斜路や階段工などにより、魅力的な水辺空間を整備します。
- 自然史博物館では、幼児から高齢者まで、様々な世代を対象とした事業（ファミリー自然観察会、サイエンス・サタデー、ミュージアムスクール、高校生学芸員、大人の自然史倶楽部等）を幅広く実施します。
- ぐんま昆虫の森では、企画展や季節展、ボランティアや地元協力団体との協働・連携強化による「自然観察会」をはじめとした各種体験プログラム等により、自然との共生の重要性を実感できる事業を幅広く展開します。
- ぐんま天文台では、天体観望や星空案内、天文イベント等の本物体験や、地域・学校に職員を派遣する天体観察会、大学での天文講座等により、宇宙・自然の不思議さや素晴らしさを実感できる事業を幅広く展開します。
- 青少年自然の家（北毛・妙義・東毛）では、集団宿泊や自然体験等の各種活動、青少年ボランティアの養成等を通じて、青少年の心身ともに健全な育成に努めます。

## **施策展開**

### **（１）ふれあいの「場」の確保**

- ・自然公園等の管理整備（国立・国定公園・長距離自然歩道）【自然環境課】
- ・県立公園の管理整備【自然環境課】
- ・自然観察会と保護活動【自然環境課】
- ・県立森林公園の管理整備【森林保全課】
- ・親しみやすい河川環境の整備【河川課】
- ・自然史博物館の運営【自然史博物館】
- ・ぐんま昆虫の森の運営【生涯学習課】
- ・ぐんま天文台の運営【生涯学習課】

### **（２）ふれあいの「機会」の提供**

- ・森林環境教育推進【森林保全課】
- ・グリーン・ツーリズム（農泊）の推進【農村整備課】

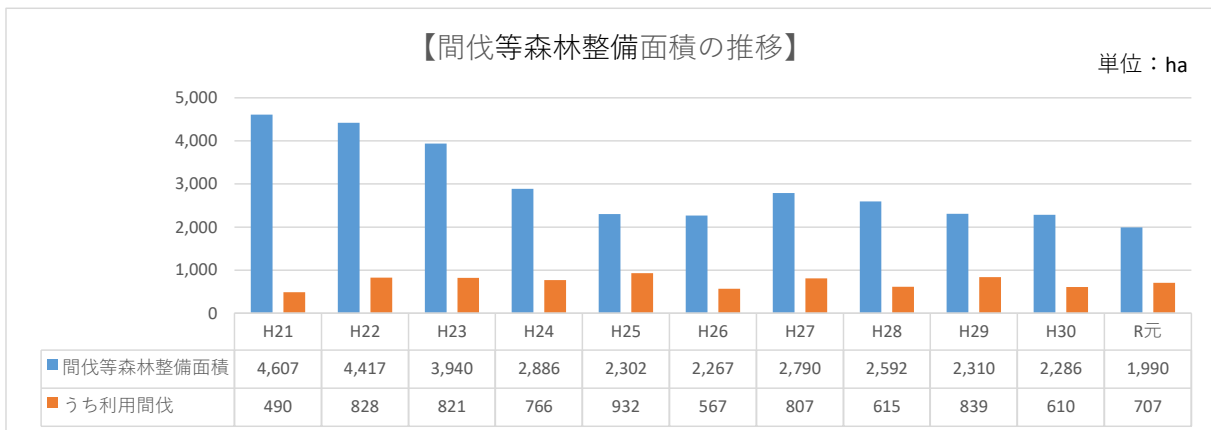
### **（３）ふれあいを深めるための「人材」の育成**

- ・自然保護思想の普及啓発【自然環境課】
- ・青少年自然体験等事業【生涯学習課】

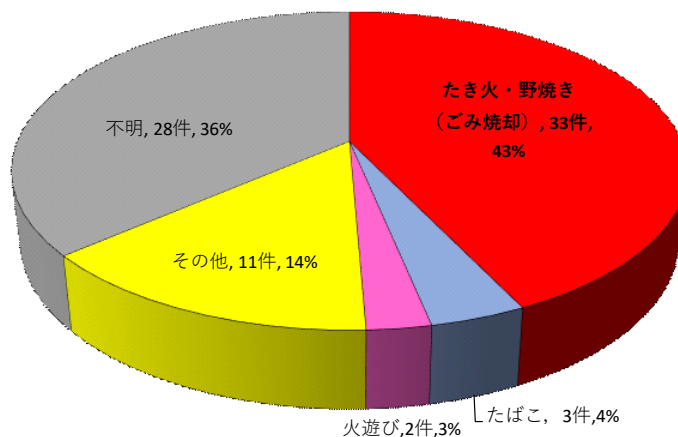
## 5 森林環境の保全

### 現状と課題

- 群馬県の森林面積は42万5千ha、県土面積に占める割合は67%で、森林面積、森林率とも関東地方ではトップとなっています。
- しかし、林業は高コスト体質であり、再造林や下刈などの保育経費の負担が大きいことから、皆伐再造林が進まず、資源の循環利用が進んでいません。
- また、過疎化・高齢化等により、森林整備の担い手が不足するとともに、奥山や地形的要因などによる条件不利な森林では、森林整備が遅れており、公益的機能の低下が危惧されています。
- 近年、集中豪雨が増加傾向にあり、雨量の増加により山地災害発生リスクが高まっています。
- 森林環境問題に注目が集まる中、県民の森林づくりへの関心が高まり、森林ボランティア活動への参加を希望する人が増加傾向にあり、多くの人が気軽に森林整備に参加したり、森とふれあえる場を求めています。



### 平成27～令和元年 林野火災発生原因（計77件）



(資料：林政課)

## 将来像

- 集約化やデジタル化・自動化の推進による計画的・効率的な施業により、収益性が向上、植栽・保育経費が低減され、持続的で自立した林業経営が行われています。
- 持続的で自立した林業経営により、間伐等の森林整備が適切に行われた森林が増加しています。
- 林業経営の活性化により、地域の森林の経営管理が進み、手入れされた森林は水源涵養等の公益的機能を発揮することに加え、木材等生産量の増進が図られています。
- 充実した森林資源を循環利用することにより、山村地域の雇用が増加しています。
- 公益上重要な森林が保安林に指定され、森林が有する公益的な機能が適切に発揮されています。
- 森林ボランティア活動への県民の理解が深まり、森林ボランティア団体や企業活動等を通じた活動参加が増加しています。

## 取組の方向性

- 施業の集約化を推進するとともに、IoTによる先進技術の導入、デジタル化・自動化による効率的な森林施業等の技術普及に努めます。
- 適切に管理された森林を増加させるために、持続的で自立した林業経営による間伐等の森林整備の促進を図ります。
- 森林環境の保全と森林資源の適正利用を図るため、木材の搬出を伴う森林整備が実施される森林経営計画区域内における林道・作業道整備を推進します。
- 森林組合が期待されている広範な役割を十二分に発揮できるよう、経営基盤及び組織体制の強化を図ります。
- 森林整備の担い手となる林業従事者を確保・育成し、定着化を図るため、就労希望者への働きかけや技術者の養成、労働安全衛生対策の充実、林業事業体の雇用管理の改善に取り組みます。
- 「森林ボランティア支援センター」を活用し、情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなど、一体的なサポートを行います。
- 災害発生個所の早期復旧と事前防災・減災対策に向けた治山施設の整備や、治山事業による森林整備を推進します。
- 松くい虫から守るべき松林を保全するとともに、「ナラ枯れ」の早期発見、被害拡大防止を図ります。
- 林野火災を未然に防ぐため、県民の予防意識向上を図ります。

## 施策展開

- (1) 持続経営可能な森林づくり
  - ・利用間伐の促進【林政課】
  - ・森林経営計画区域内における林道・作業道の整備【林政課】
  - ・施業集約化、デジタル化・自動化の推進【林政課】
  - ・森林情報の共有・高度利用システムの整備【林政課】
- (2) 森林を支える仕組みづくり
  - ・森林組合強化対策【林業振興課】
  - ・林業従事者の確保・育成【林業振興課】
  - ・森林ボランティア等推進【森林保全課】
- (3) 公益的機能の高い森林づくり
  - ・間伐等の推進【林政課】
  - ・治山事業の推進【森林保全課】
  - ・治山事業による森林整備の推進【森林保全課】(再掲)
  - ・保安林の適正な管理・保全・指定の推進【森林保全課】
  - ・林地開発許可制度の適正な運用【森林保全課】
  - ・森林病虫害、気象害、林野火災対策【林政課】

## 6 里山・平地林・里の水辺の再生

### 現状と課題

- 身近な自然としての里山・平地林\*<sup>1</sup>は、人が利用することで長い年月を経て特有の生態系を形成してきました。近年、人の手が入らなくなったため、本来の里山・平地林の機能が十分発揮されなくなったほか、野生鳥獣の住みかとなるなど、生活環境の悪化を招いています。
- 邑楽・館林地域は、低湿地の湿原が数多く残存し、湖沼やヨシ原等を中心に地域特有の生態系を保持していました。しかし、近年は開発などの影響により、水鳥の飛来種の単純化やブラックバスなどの外来魚による生態系の変化、水生植物群落の変化、さらに水質の悪化などが問題となっており、これらの課題に対応する必要があります。

### 将来像

- 野生鳥獣の出没抑制や生活道路及び通学路の見通し確保など、地域住民の安心・安全な生活環境の改善により、身近な自然としての利用が進んでいます。
- 多々良沼公園内の多々良沼へ流入する河川の水質改善や絶滅種及び減少しつつある希少種が復活し、多々良沼の本来の姿が再生・保全されています。

### 取組の方向性

- 市町村と地域住民やNPO、ボランティア団体との協働により、地域の里山・平地林の保全を図ります。
- 多々良沼公園内において、地域住民やNPO、学識経験者等と協力し、自然再生に向けた活動に取り組みます。

### 施策展開

#### (1) 里山・平地林・里の水辺の整備

- ・ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（荒廃した里山・平地林の整備）【森林保全課】
- ・多々良沼公園における自然再生活動の推進【都市計画課】

### 『用語解説』

- \* 1 平地林：平野部及び都市近郊に所在する森林のことです。具体的には、標高300m以下で、傾斜15度未満の土地が75%以上を占める市町村にある森林と定義されています。（1981年林野庁調査）。

**自然との共生と森林（もり）づくり 数値目標**

指標	単位	現状		目標		
		年度	数値	年度	数値	
<b>1 生物多様性の保全</b>						
良好な自然環境を有する地域 学術調査区域数	地域	R元	9	R12	8	
<b>2 生態系に応じた自然環境の保全と再生</b>						
イワナの産卵床数	床	H30	39	R12	39	
<b>3 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組</b>						
野生鳥獣による林業被害額	千円	R元	221,659	R12	(検討中)	
野生鳥獣による農作物被害額	千円	R元	337,746	R7	176,000	
捕獲目標頭数	ニホンジカ	頭/年	R元	9,340	R2～ R6	15,000
	イノシシ	頭/年	R元	8,818	R2～ R6	12,000
クビアカツヤカミキリによる 新たな樹木被害の発生本数	本	R元	2,051	R12	0	
<b>4 自然とのふれあいの拡大</b>						
県立森林公園入園者数	千人	R元	431	R12	540	
県立公園・自然公園入園者数	千人	H30	9,778	R12	10,395	
昆虫の森、天文台の年間入場 者数（2所の合計）	人	H27～H29 年度平均	145,110	R5	148,000	
<b>5 森林環境の保全</b>						
間伐等森林整備面積（再掲）	ha/年	R元	1,990	R12	(検討中)	
造林面積（再掲）	ha/年	R元	136	R12	(検討中)	
治山事業施工面積（累計）	ha	R元	556	R12	(検討中)	
森林ボランティア団体会員数	人	R元	4,647	R12	(検討中)	
森林経営計画内の林道・作業道 の新設延長（平成23年度からの 累計）	km	R元	975	R12	(検討中)	
<b>6 里山・平地林・里の水辺の再生</b>						

